

## 技術基準との整合確認書

規格番号 : JIS C 8284:2019

規格名 : 電気アクセサリ 家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	簡条 4	簡条 4 全般規定 ケーブルリールは、通常の使用状態で使用者及び周囲に対する危険を生じるおそれがない設計及び構造でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	簡条 10            簡条 11 11.1.2 11.1.4 11.3	簡条 10 端子及び終端接続部 端子及び終端接続部は、次のようであなければならない。 －ケーブル非交換形ケーブルリール はんだ処理、溶接、圧着、等で再使用不能の接続部をもつ終端接続部を備える －ケーブル交換形ケーブルリール 外部銅導体用のねじ端子を備える －外部銅導体用のねじ端子 ・特別な前処理なしに導体を接続できる ・工具を使用せずに緩めることができない、等 簡条 11 可とうケーブル及びその接続 11.1.2 可とうケーブルは、プラグ及びコンセントの極数と同数の導体をもっていなければならない。 11.1.4 より線の端は、導体に接触圧力が加わる箇所を軟質はんだで固めてはならない。 11.3 ケーブル交換形ケーブルリールは、次のようであなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8284:2019

規格名：電気アクセサリ－家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				簡条 12 12.1 12.3 12.5 12.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ひずみ除去及びねじれ防止の方法の明確化</li> <li>－ケーブル止め又はその部分は、ケーブルリールと一体か、又はケーブルリールの一部分に固定する、等</li> </ul> 簡条 12 構造 12.1 ケーブルリールは、可とうケーブルを巻き付ける表面の直径が規定する可とうケーブルの最大径の 8 倍以上の構造でなければならない。 12.3 ケーブル交換形ケーブルリールは、次のことが可能な構造でなければならない。 －導体を端子に容易に取り付ける －導体の絶縁物が導体の極とは異なる極の露出金属部と接触せずに導体を適正に位置決めする 12.5 ケーブル非交換形ケーブルリールは、次のような構造でなければならない。 －ケーブルリールを永久に使用できないように破損しない限り、可とうケーブルをケーブルリールから分離することができない －ケーブルリールは、手又はねじ回しのような一般工具を使用して分解することができない 12.10 ケーブルリールは、コンセントに設けたプラグのピンの入口穴を除き、充電部のカバーに自由な開口部がない	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8284:2019

規格名：電気アクセサリ－家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二條 第2項 続き				12.11	構造でなければならない。 12.11 温度過昇防止装置及び電流遮断装置は、次のような構造でなければならない。 －端子のカバーを開けずにリセットできる －温度又は電流の設定を使用者が変更できない	
				12.11.2	12.11.2 故意に作った弱い部分は、次のような構造でなければならない。 －交換できない －温度又は電流の設定を使用者が変更できない、等	
				12.13	12.13 切る必要のない中性極をもつ有極プラグ及びコンセンを使用したケーブルリールを除き、スイッチは、全ての極を断路しなければならない。	
				12.14	12.14 ケーブルブッシングは、確実に固定しなければならない。	
				箇条 18	箇条 18 平常動作	
				18.1	18.1 ケーブルリールは、過度の摩耗又は他の有害な影響なしに、通常の使用で生じる機械的、電氣的及び熱的応力に耐えなければならない。	
				18.2	18.2 固定部と可動部を接続することを意図する、スリップリングのような接点を組み込んだケーブルリールの抵抗は、規定値以下でなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8284:2019

規格名：電気アクセサリ－家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				箇条 20 20.1  箇条 23	箇条 20 過負荷状態時の温度上昇 20.1 ケーブルリールは、温度過昇防止装置及び／又は電 流遮断装置等が動作しない最大電流を流したとき、温度過 昇防止装置及び／又は電流遮断装置等が変形又は破損し てはならない。また、設定値が変化してはならない。 箇条 23 ねじ、通電部及び接続部 ねじ、通電部及び接続部は、次のようでなければならない。 ー電氣的接触圧力を伝達するねじは、金属にねじ込む ー絶縁物製のねじ部とかん合し、ケーブルリールの取付け 及び接続を行うときに操作するねじについては、ねじ穴 又はナットへの正しい差込みができる ー電氣的及び機械的接続部の役目をするねじ、ナット及び リベットは、緩んだり、回転しないようにロックする ー可とうケーブルを接続又は交換するために使用者がね じを外す必要がある箇所には、切削ねじを使用しない	
第三条 第1項	安全機能を有す る設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状 態の発生を防止するとともに、発生時におけ る被害を軽減する安全機能を有するよう設 計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 9.6	箇条 9 接地装置 9.6 外部可とう導体を接続することを意図した接地用端 子は、ケーブル止めが不良となった場合、接地用導体接続 部に張力が加わるのは、通電線接続部の後であり、通電線 が切れた後に接地用導体が切れるようでなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8284:2019

規格名：電気アクセサリ－家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 1 項 続き				箇条 12	箇条 12 構造	
				12.11.1	12.11.1 温度過昇防止装置及び電流遮断装置は、引外し自由構造でなければならない。	
				12.18	12.18 過度の温度に対する保護は、ケーブルが引出状態、部分的巻取状態又は完全巻取状態のケーブルリールの、意図する及び予知可能ないかなる使用においても動作しなければならない。	
				箇条 13	箇条 13 部品	
13.2	13.2 温度過昇防止装置、電流遮断装置又は故意に作った弱い部分は、装置又は故意に作った弱い部分を配置する内部の微小環境が達する周囲温度内で正常に動作しなければならない。					
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7	箇条 7 表示	
7.1	7.1 ケーブルリールは、次を表示しなければならない。 －定格電圧 －電源の性質の記号、等					
7.3.1	7.3.1 規定に従って分類するケーブルリールは、次を表示しなければならない。 －中性線専用に意図する端子は文字“N” －接地用端子は、保護接地用の規定の記号					
7.4	7.4 故意に作った弱い部分を備えているケーブルリール					

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8284:2019

規格名：電気アクセサリ－家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				箇条 11 11.1.2	に対し、製造業者は、最大負荷を超えているときに、ケーブルリールのその後の使用を損なうかもしれないことを使用者に知らせなければならない。 箇条 11 可とうケーブル及びその接続 11.1.2 接地極に接続する導体は、緑と黄との色の組合せで識別しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 9.2 9.3 箇条 10 10.3.4 箇条 14 箇条 18 18.3.3	箇条 9 接地装置 9.2 接地用端子の全ての部分は、それらの部分と接地用導体の銅、又はそれらの部分と接触する他の金属との接触に起因する腐食の危険がないものでなければならない。 9.3 接地用端子のボディがアルミニウム又はアルミニウム合金製のフレーム又は外郭の一部である場合には、銅とアルミニウム又はアルミニウム合金との接触に起因する腐食の危険を避ける対策を講じなければならない。 箇条 10 端子及び終端接続部 10.3.4 ねじ端子は、耐食性でなければならない。 箇条 14 耐老化性 ケーブルリールは、老化に十分に耐える構造及び材料製でなければならない。 箇条 18 平常動作 18.3.3 自動ケーブルリールのリールの巻き戻し及び引き	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8284:2019

規格名：電気アクセサリ－家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				箇条 23 23.1 23.5 23.11 箇条 26	出しの規定回数の試験後、ケーブルリールは、安全性を損なう損傷、及びその後の使用を損なうような損傷を受けてはならない。 箇条 23 ねじ、通電部及び接続部 23.1 電氣的又はその他の接続部は、通常の使用で生じる機械的応力に耐えられなければならない。 23.5 接地用端子を含む端子の通電部は、ケーブルリールに生じる条件の下で意図する使用に適切な耐食性をもつ金属製のものでなければならない。 23.11 通常の使用で滑り作用を受ける接点は、耐食性をもつ金属製でなければならない。 箇条 26 耐食性 鉄部分は、さびに対する適切な保護がなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 15 箇条 16	箇条 15 水の有害な浸入に対する保護 ケーブルリールの外郭は、ケーブルリールの分類に従って水の浸入に対する保護等級を備えなければならない。 箇条 16 耐湿性 ケーブルリールは、通常の使用状態で生じる湿度に耐えられなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.1	箇条 11 可とうケーブル及びその接続 11.1 ケーブルリールは、規定の JIS に適合した、オーディ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8284:2019

規格名：電気アクセサリ－家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き	の使用	を有する部品及び材料が使用されるものとする。		簡条 12 12.14 簡条 13 13.1 簡条 22 簡条 23 23.5	<p>ナリーゴムシースコード又はライトビニルシースコード以上のグレードの可とうケーブルを付けなければならない。</p> <p>簡条 12 構造</p> <p>12.14 ケーブルブッシングは、例えば、ゴムのような、天然のエラストマ材製であってはならない。</p> <p>簡条 13 部品</p> <p>13.1 可とうケーブル、プラグ、コンセント、電流遮断装置、温度過昇防止装置、故意に作った弱い部分、安全変圧器、モータ、スイッチ、ヒューズ、漏電遮断器、ランプソケット及び接続装置のような、ケーブルリールに組み込んだ又はケーブルリールと一体となった部品は、関連する規格が合理的に適用できる限り、それらに関する IEC 又は JIS に適合しなければならない。</p> <p>簡条 22 耐熱性</p> <p>ケーブルリールは、十分な耐熱性をもたなければならない。</p> <p>簡条 23 ねじ、通電部及び接続部</p> <p>23.5 接地用端子を含む端子の通電部は、ケーブルリールに生じる条件の下で意図する使用に適切な耐食性をもつ金属製のものでなければならない。</p>	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8284:2019

規格名：電気アクセサリ－家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				23.6	23.6 機械的に摩耗するおそれのある通電部は、電気めっきした鋼製であってはならない。	
				23.9	23.9 ケーブルリールの取付及び接続を行うときに操作するねじは、亜鉛又はアルミニウムといった軟質のものや、クリープしがちな金属製であってはならない。	
				23.10	23.10 可とうケーブル又は他の部分を交換するときを外すねじは、それを金属ねじに交換すると充電部と接地された部分又は可触金属部の間の絶縁が損なわれるおそれがある場合には、絶縁物製であってはならない。	
				箇条 25	箇条 25 絶縁物の耐過熱性、耐炎性及び耐トラッキング性電氣的効果のために熱応力にさらされるおそれがあり、劣化するとケーブルリールの安全性が損なうおそれがある絶縁物製の部分は、異常な熱又は火によって過度な影響を受けてはならない。	
第七條 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.1 箇条 12 12.8	箇条 8 感電に対する保護 8.1 ケーブルリールは、ケーブルリールが通常の使用状態にあるとき及び工具を使用せずに取り外すことができる部分を取り外したときに、規定の試験指が充電部に触れることのできない設計でなければならない。 箇条 12 構造 12.8 ケーブルリールは、内部配線、ねじ又はこれに類す	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8284:2019

規格名：電気アクセサリ－家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号 続き				箇条20  箇条22 22.2	るものが緩んでも充電部と可触金属部との間に接触の危険がない構造でなければならない。 箇条20 過負荷状態時の温度上昇 ケーブルリールは、異常な電氣的負荷を接続した後も感電のおそれがない構造でなければならない。 箇条22 耐熱性 22.2 規定の環境温度試験において、ケーブルリールは、充電部が露出するほど封止用コンパウンドが流れ出してはならない。	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9	箇条9 接地装置 接地用端子をもつケーブルリールは、次のようでなければならない。 ー可触金属部を基礎絶縁だけによって充電部から絶縁したケーブル交換形ケーブルリールは、適切な接地用端子を備える ー接地接続は、カバーの固定ねじの緩み、カバーの不注意な取付けなどを含めて、通常の使用で発生するあらゆる状態の下で、有効で確実なもの ーケーブルリールの内部接地回路は、あらゆる接合部、接点及びこれに類するものを含めて、電気抵抗は低いこと ー可触部が基礎絶縁だけによって充電部から絶縁されて	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8284:2019

規格名：電気アクセサリ－家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第2号 続き					<p>いるケーブルリールの場合、電源可とうケーブル接続用の接地用端子とケーブルリールの可触金属部との間の接続は、電気抵抗は低いこと</p> <p>－電源側可とうケーブルの接地導体用端子と出力側の可とうケーブル又はコンセントの接地用端子との間の可動接地接点は、二重であること</p> <p>－電源側可とうケーブルの接地導体用端子とケーブルリールの可触金属部との間の可動接地接極は、二重であること</p>	
				箇条 12	箇条 12 構造	
				12.2	12.2 基礎絶縁だけによって充電部から絶縁したケーブルリールの可触金属部は、接地用端子又は接地極に確実に接続しなければならない。	
				12.13	12.13 スイッチは、保護用導体を遮断してはならない。	
				12.16	12.16 ケーブルリールに組み込んだ漏電遮断器は、定格感度電流が規定値以下でなければならない。	
				箇条 20	箇条 20 過負荷状態時の温度上昇	
				20.2	20.2 ケーブルリールは、完全巻取状態及び引出状態で、過負荷状態試験後、接地接続が損なわれてはならない。	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、か	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.3	箇条 11 可とうケーブル及びその接続 11.3 ケーブル交換形ケーブルリールの場合、ケーブル止	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8284:2019

規格名：電気アクセサリー家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き		つ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。		箇条 12 12.2 12.4 12.7 箇条 17 箇条 24	めに絶縁物の裏打ちがある金属部は、接地回路から絶縁しなければならない。 箇条 12 構造 12.2 ケーブルリールの可触金属部は、二重絶縁又は強化絶縁によって充電部から隔離しなければならない。 12.4 可とうケーブルが通る金属部の入口穴には、絶縁物製のブッシングを付けなければならない。 12.7 露出した充電導体は、それらの導体間の距離及び可触金属部に対する距離が規定する規定値未満にならないように確実に固定しなければならない。 箇条 17 絶縁抵抗及び耐電圧 ケーブルリールの絶縁抵抗及び耐電圧は、適切でなければならない。 箇条 24 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離 沿面距離及び空間距離は、規定する数値以上でなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 箇条 20	箇条 19 通常使用時の温度上昇 ケーブルリールは、通常の使用で人又は周囲に対する危険を引き起こすような過度の温度になってはならない。 箇条 20 過負荷状態時の温度上昇	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8284:2019

規格名：電気アクセサリ家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き		置が講じられるものとする。			ケーブルリールは、異常な電氣的負荷を接続した後も火災のおそれがない構造でなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19  箇条 20	箇条 19 通常使用時の温度上昇 ケーブルリールのハンドル、ノブ、グリップ及びこれに類するものの温度は、過度の温度になってはならない。  箇条 20 過負荷状態時の温度上昇 ケーブルリールは、異常な電氣的負荷を接続した後も、可触部分は、過度の温度になってはならない。	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.3  12.6	箇条 12 構造  12.3 ケーブル交換形ケーブルリールは、可とうケーブルの絶縁物を傷つけるおそれのあるシャープエッジ、ばり及びこれに類するものがない滑らかな表面に可とうケーブルを巻き付けなければならない。  12.6 可とうケーブルを損傷するおそれのある可動部と可とうケーブルとが接触するのを効果的に防止しなければならない。	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.2  箇条 11 11.2	箇条 8 感電に対する保護  8.2 感電に対して保護する部分は、適切な機械的強度をもたなければならない。  箇条 11 可とうケーブル及びその接続  11.2 ケーブルリールには、導体を端子に接続する場所で	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8284:2019

規格名：電気アクセサリ－家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				11.4	導体のねじりを含むひずみを除去し、導体の被覆を摩耗から保護するようにケーブル止めを付けなければならない。 11.4 ケーブルリールのケーブル止めに対して引張荷重試験後、トルク試験を行い、この試験中に可とうケーブルが損傷してはならない、また試験後、可とうケーブルが2 mmを越えて変位してはならない。	
				11.5	11.5 可とうケーブルに規定の荷重を加えたとき、ケーブルリールの可とうケーブルを通す開口部によって、可とうケーブルが損傷してはならない。	
				箇条 12	箇条 12 構造	
				12.9	12.9 絶縁物の裏打ち、隔壁のようなものは、機械的強度が適切でなければならない、また、確実に固定しなければならない。	
				箇条 21	箇条 21 機械的強度	
				21.1	21.1 ケーブルリールは、適切な機械的強度をもたなければならない。	
				21.6	21.6 規定の衝撃試験及び落下試験の後、ケーブルリールの安全性に影響する又はケーブルリールがその後の使用を損なうような損傷を受けてはならない。	
				21.7	21.7 ねじ形グラントは、通常の使用で生じる機械的応力に耐えなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8284:2019

規格名：電気アクセサリ－家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 全般規定 ケーブルリールは、通常の使用状態で使用者及び周囲に対する危険を生じるおそれがない設計及び構造でなければならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 全般規定 ケーブルリールは、通常の使用状態で使用者及び周囲に対する危険を生じるおそれがない設計及び構造でなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるお

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8284:2019

規格名：電気アクセサリ－家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第1項 続き						それがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.11 12.11.1 12.12	箇条 12 構造 12.11 温度過昇防止装置、電流遮断装置、及び故意に作った弱い部分の特徴 12.11.1 温度過昇防止装置及び電流遮断装置は、非自己復帰形でなければならない。 12.12 遮断装置は、低温状態で自己復帰してはならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定すると	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.3 10.3.1	箇条 10 端子及び終端接続部 10.3 外部銅導体用のねじ端子 10.3.1 ケーブルリールは、規定する公称断面積又は最大導体径の銅導体を適切に接続できる端子をもたなければな	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8284:2019

規格名：電気アクセサリ家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き		もに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。		箇条 11 11.1.1  11.6	らない。 箇条 11 可とうケーブル及びその接続 11.1.1 ケーブルの最小サイズは、ケーブルリールに組み込んだプラグ又は保護装置の最低定格に基づかなければならない。 11.6 プラグが付いている場合、プラグの定格電流は、ケーブルリールの定格電流以上でなければならない。	
第十七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 27 27.1	箇条 27 EMC 要求 27.1 イミュニティ ケーブルリールに組み込んだ電子部品がある場合は、関連した EMC 要求に従わなければならない。	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 27 27.2	箇条 27 EMC 要求 27.2 エミッション ケーブルリールに組み込んだ電子部品がある場合は、関連した EMC 要求に従わなければならない。	
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.4  7.5  7.6	箇条 7 表示 7.4 規定する表示は、ケーブルリールが通常の使用状態ではっきりと見えなければならない。 7.5 表示板又はラベルを使用する場合は、それらを確実に固定しなければならない。 7.6 表示は、耐久性がなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8284:2019

規格名：電気アクセサリ－家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条続き				箇条 22 22.2	箇条 22 耐熱性 22.2 耐熱性試験後、ケーブルリールの規定の表示は、判読できなければならない。	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8284:2019

規格名：電気アクセサリ家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8284:2019

規格名：電気アクセサリ－家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—